



第56号

新利根川だより



新利根川土地改良区

〒300-0605 茨城県稲敷市幸田3542

TEL 0299-79-2417

FAX 0299-79-2357

ホームページ <https://sintonegawa.or.jp/>

地区の概要

地区面積：5,696ha

組合員数：4,230名

総代：78名

理事：19名 監事5名

職員：17名

ごあいさつ

新利根川土地改良区
理事長 黒田 輝 美



初夏の候、皆様には益々ご健勝、ご活躍のこととお慶び申し上げます。

また、当土地改良区にご支援ご協力を頂いておりますこと、改めて感謝申し上げます。

本年は総代の改選があり、2月23日に新総代78名が就任されました。総代会は土地改良区の重要事項を決定する最高の議決機関です。総代の皆様には地域の代表として、4年間よろしく願いいたします。

また、3月21日に第177回通常総代会が開催され、令和7年度予算案を含め、第1号から第9号議案まで原案の通り承認されました。第10号議案においては役員の補欠選挙が行われ、女性理事2名、監事1名の当選が決定しました。当改良区として初めて女性の理事が誕生いたしました。女性加わることで新しい視点が増え、様々な意見を出していただくことで、地域農業の更なる発展に貢献できるよう、協力しながら運営を進めていきたいと思っております。

さて、あらゆるものが値上がりしている中、機場の電気代をはじめ用排水路の維持管理にかかる費用も上がっております。また、当地区の施設は建設から40年近く経ち、老朽化が著しく進行し、予算不足で整備が追い付かない状況です。このような中で、一昨年度より役員報酬の引き下げを行いました。全体から見れば僅かですが、役員の方々に協力いただいております。また、コロナ禍以降の総代の業務量の減少を鑑み、総代報酬についても今回の予算案で見直しをいたしました。心苦しい限りですが、就任早々にご理解いただいた総代の皆様に感謝申し上げます。

現在、令和の米騒動と呼ばれ、米価が高騰しております。これは単純に喜べるものではなく、依然として地域の農業は担い手不足や資材価格の高騰など厳しい状況が続いております。世界情勢や異常気象など、混沌の時代の中では、安定というものが大変重要になってきます。当改良区では将来にわたり、農業生産が維持され、地域の農業と暮らしが安定して継続できるよう努めております。私としても昨年、全国土地改良施設管理推進協議会の理事に就任し、4月より茨城県土地改良事業団体連合会の理事に就任いたしました。関係予算確保のため、各組織を通じて要望活動などに鋭意対応して参ります。

次に、大規模な国営事業について昨年度より地区調査が開始されました。地域農業の将来のために具体的な調査検討が行われております。調査にはまだ数年かかる予定ですが、より良い計画を皆様に提案できるよう、関係機関と協力して進めて参ります。

土地改良区としては、地域の農業が明るくなることを願い、役職員一同、施設の維持管理と運営に取り組む所存でありますので、組合員の皆様には引き続き、本改良区に対するご理解とご協力をお願い申し上げます。最後になりますが、皆様のご健勝を祈念いたしまして挨拶とさせていただきます。



ごあいさつ

茨城県県南農林事務所
稲敷土地改良事務所
所長 荒井 伸之



4月の定期人事異動により、稲敷土地改良事務所に赴任いたしました荒井でございます。どうぞよろしくお願いたします。

新利根川土地改良区の皆様には、日頃より、本県農業の振興に加えて、農業農村整備事業の推進にご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

さて、農業を取り巻く情勢は、農業従事者の不足や高齢化などに加えて、不安定な国際情勢や温暖化による高温障害など、厳しさが増しております。土地改良関係につきましても、農業水利施設の老朽化や電気料金の高騰、自然災害の頻発化・激甚化や特定外来生物等の生息拡大など、様々な課題を抱えております。

こうした中、令和6年6月に改正された食料・農業・農村基本法におきまして、農業生産基盤の「保全」に必要な施策を講じることが明記されました。また、令和7年4月に改正された土地改良法におきましては、土地改良区の機能を強化するために、地域の農業水利施設等を適切に保全するための計画である「水土里ビジョン」の策定が位置付けられたところであり、県といたしましても、土地改良区の皆様の運営基盤の強化に向けて、引き続きサポートしてまいります。

また、本県では、令和5年に策定した「茨城農業の将来ビジョン」に基づき各種施策に取り組んでいるところであり、基盤整備の推進と意欲ある経営体への農地の集積・集約を進めるとともに、有機栽培米等の特色ある米づくりなどを通じ、「儲かる農業の実現」を目指してまいります。

特に、新利根川土地改良区管内の事業としましては、県営事業として、用排水施設を更新する「十三間戸地区」の工事やれんこん田の面的整備である「野田奈川地区」の着手に向けた調整に加え、本年度は水田を面的に整備する「幸田地区」「草場地区」の事業実施に向けた手続きを進めてまいります。また、土地改良区で進めている水利施設の長寿命化対策や多面的機能支払交付金を活用した地域活動等を引き続き支援いたしますとともに、国が進める国営造成施設更新に向けた調査につきましても引き続きサポートしてまいります。

当事務所がこうした事業を積極的に進めていくためには、皆様のお力添えが必要不可欠でございますので、引き続き皆様方のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、新利根川土地改良区の益々のご発展と組合員皆様のご健勝をご祈念申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。



ごあいさつ

茨城県土地改良事業団体連合会
県南事業所
所長 長洲 裕之



昨年度より引き続きまして、茨城県土地改良事業団体連合会県南事業所長を務めることとなりました長洲でございます。本年度もどうぞよろしくお願いいたします。

黒田理事長をはじめ、新利根川土地改良区の皆様方には、常日頃より本会の運営並びに農業農村整備事業の推進につきまして、多大なるご理解と格別のご支援、ご協力を賜っておりますことに紙面をお借りしまして厚く御礼申し上げます。

昨年は、能登半島における地震及び豪雨災害をはじめ、暑さも災害級となるなど、単なる異常気象とは呼べないほど、災いの多い一年でありました。多くの施設を抱える土地改良区にとっては、非常に大きな課題を持って励んでいる状況と思います。本会にとっても災害は大きな問題であり、昨年は石川県の被災地の早期復旧のため、災害応援派遣にて支援を行って参りました。東日本大震災と同様、現地は大きな被災を抱えており、本会としましても引き続き、復旧支援に協力して参りたいと考えております。いつ何時、大きな災害が降りかかるかもしれない意識をもって、常日頃より対応できるようにしておくことが望ましいと思います。

さて、農業を取り巻く情勢は、「食料・農業・農村基本法」の制定から四半世紀が経過する中で、大きく変化してきました。国内では少子高齢化による担い手不足など、様々な課題に直面しています。

また、国外に目を向けると、ロシアによるウクライナ侵攻をはじめとした国際情勢は、依然不透明な状況が続いており、国際的に食料需給が不安定化する中で、物価は高騰し続け、食料安全保障上のリスクは高まっています。

国では、農政の憲法となる「食料・農業・農村基本法」の改正法が、昨年の6月に施行され、「食料安全保障の強化」、「環境と調和のとれた食料システムの確立」、「農業の持続的な発展」、「農村の振興」等を図るため、農業の構造転換の実現に向けた施策を、初動の5年間で集中的に実行することとしており、特に生産基盤となる農地の大区画等を行う農業農村整備の推進が重要であります。

国の農業農村整備事業関係予算につきましては、令和6年度補正予算と令和7年度当初予算を合わせて、6,500億円が確保されております。しかしながら、農業農村整備事業を計画的に実施する為には、年度当初予算をしっかりと確保することが必要不可欠であります。

本会といたしましても、国、県の関係機関と連携を図りながら、会員の皆さまのお力添えをいただき、農業農村整備をさらに推進して参りたいと考えておりますので、宜しくお願い申し上げます。

今年は巳年で、蛇を表し、脱皮を繰り返しながら成長していく生き物で、巳年には新しい可能性が開ける年、発展や飛躍が期待されると言われています。私も新たな飛躍ができる年になるよう研鑽を重ね、皆様方のご期待にそえるよう、本会としての役目を果たしていく所存であります。

結びに、新利根川土地改良区の益々のご発展と、組合員の皆様方のご健勝をご祈念申し上げましてご挨拶とさせていただきます。



第177回 通常総代会を開催

令和7年3月21日 当改良区において総代会が開催されました。総代定数78名の内23名が書面による提出、50名の出席により審議が行われ、審議の結果、提出された議案すべてが原案通り可決及び承認決定されました。



議長 根本 守 総代(上馬渡)



総代会風景

来賓：茨城県県南農林事務所 稲敷土地改良事務所 阿部 幸浩 所長
茨城県土地改良事業団体連合会 県南事業所 長洲 裕之 所長

決議された議案

- 議案第 1号 令和6年度 一般会計第二次収支補正予算(案)について
- 議案第 2号 令和7年度 一般会計予算(案)について
- 議案第 3号 令和7年度 経常賦課金、償還準備金、特別賦課金の賦課率及び徴収期限、徴収方法(案)について
- 議案第 4号 令和7年度 一般会計収支予算に伴う政策金融公庫資金借入れ(案)について
- 議案第 5号 令和7年度 一般会計収支予算に伴う特定資産の年度当初の一時流用(案)について
- 議案第 6号 令和7年度 余裕金の預入先金融機関について
- 議案第 7号 令和7年度 役員報酬(案)について
- 議案第 8号 令和7年度 特別会計基幹水利施設管理事業収支予算(案)について
- 議案第 9号 令和7年度 特別会計基幹水利施設管理事業予算内一時借入金について
- 議案第 10号 新利根川土地改良区役員(理事会・監事)の補欠選挙について

新任役員のご紹介

役員欠員による補欠選挙が、令和7年3月21日、第177回通常総代会にて執行されました。結果、無投票により下記3名が当選いたしました。【任期：令和7年3月25日から令和9年4月3日まで】



理事 山本 陽子
(第6選挙区)



理事 根本 照恵
(第6選挙区)



監事 内田 周一
(第1、第2選挙)

総代改選 新総代決まる!! (78名)

任期満了に伴う総代選挙は、令和7年1月25日告示、1月26日午後5時で立候補の届出が締め切れ、各選挙区とも立候補者が定数のため、無投票となり、1月27日開催の選挙会において当選されました。4年間宜しくお願い致します。

[任期：令和7年2月23日から令和11年2月22日まで]

住 所	氏 名	住 所	氏 名	住 所	氏 名
第1選挙区 (稲敷市)		浮 島	石塚 利治	伊 佐 部	萩原 喜雄
柴 崎	高橋 幸二	浮 島	高木登代一	伊 佐 部	黒田 稔
柴 崎	青木 一郎	浮 島	船串 栄	阿波崎	根本 一也
柴 崎	野村 春夫	第4選挙区 (稲敷市)		阿波崎	村山 功
柴 崎	松浦 元	清水新田	塚本 憲男	下須田	黒田 幸二
戊 渡	出井 弘	町田新田	森川 守	下須田	藤枝 徳次
伊 崎	日尾野正男	清 水	根本 勇治	上須田	高城 健司
下太田	古澤 俊一	東大沼	福山 和男	上須田	江寺 利秋
下太田	松本 久吉	町 田	山口 一夫	上須田	黒田 京治
堀 川	内藤十九司	市 崎	松本 宝作	上之島	坂本 隆志
桑山新田	関崎 久	平 須	桜井 勇	上之島	根本 貴正
南太田	竹尾 繁	福 田	森田 雅之	西 代	林 富夫
寺 内	松田 彦一	幸 田	鈴木 俊雄	西 代	坂本 享
第2選挙区 (稲敷市)		中 島	平山 与衛	西 代	根本 治男
桑 山	庄司 一昭	脇 川	山本 一郎	八筋川	坂本 正弘
駒 塚	丘野 一己	余津谷	佃 貫之	境 島	林 克己
椎 塚	宮本 孝信	清久島	大野 孝	第5選挙区 (河内町)	
第3選挙区 (稲敷市)		橋 向	根本 幸宜	長 竿	奈良 光夫
阿 波	吉田 一夫	押 砂	飯島 栄一	片 卷	岡野 明
甘 田	平野 修	曲 測	塚本 保夫	下加納	佐藤 利弘
四 箇	原 政美	四ツ谷	風間 修	下加納	栗山 功
須賀津	栗山 一美	六 角	根本 英誠	金江津	内藤 勝美
神宮寺	久松 一二	結 佐	郡 正紀	金江津	福田喜代司
下馬渡	神谷 寿	結 佐	坂本 幸雄	金江津	高橋 新治
上馬渡	根本 守	結 佐	山来 昌一	金江津	江口 緑
三 次	森山 利巳	佐原組新田	工藤 修	平 川	塚本 広
浮 島	高須 秀之	手賀組新田	飯島 久嗣	十三間戸	石橋 利之
浮 島	平山 和人	釜 井	岩瀬 章	定 数	78名

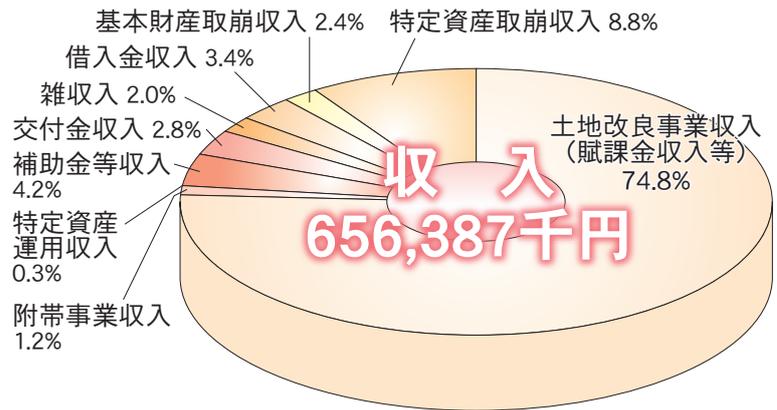
令和7年度 予算のあらまし

一般会計 収支共 656,387千円

■一般会計予算

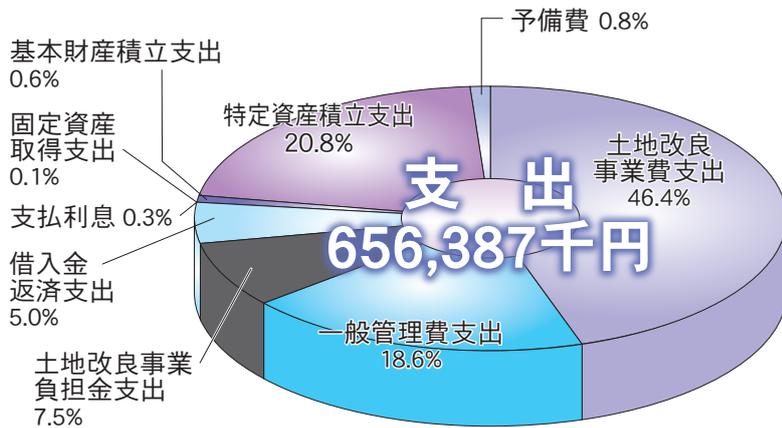
●収入

科目	金額(千円)	割合(%)
土地改良事業収入 (賦課金収入等)	491,298	74.8
附帯事業収入	8,025	1.2
基本財産運用収入	50	0
特定資産運用収入	1,721	0.3
補助金等収入	27,407	4.2
交付金収入	18,160	2.8
寄附金	1	0
業務受託料収入	56	0
雑収入	13,262	2.0
借入金収入	22,550	3.4
基本財産取崩収入	16,000	2.4
特定資産取崩収入	57,856	8.8
固定資産売却収入	1	0
計	656,387	100



●支出

科目	金額(千円)	割合(%)
土地改良事業費支出	304,454	46.4
一般管理費支出	121,785	18.6
土地改良事業負担金支出	49,499	7.5
借入金返済支出	32,710	5.0
支払利息	2,098	0.3
固定資産取得支出	411	0.1
出資金取得支出	10	0
基本財産積立支出	3,900	0.6
特定資産積立支出	136,410	20.8
雑支出	100	0
予備費	5,000	0.8
次年度繰越金	10	0
計	656,387	100



■特別会計予算

会計名	予算額(千円)	内容
基幹水利施設管理事業	269,490	国営施設の管理 (稲敷市・河内町より受託)

令和6年度事業の実施状況

◆基幹水利施設管理事業 新利根川沿岸地区

- ・管理受託費 258,970,000円
- ・受益面積 5,660ha
- ・整備補修費 93,500,000円
- ・事業内容 十余島用水機場
ポンプ設備整備工事外2件
電力料その他 一式



◆国営土地改良事業地区調査「新利根川沿岸地区」

- ・事業内容 調査計画策定

◆経営体育成基盤整備事業 十三間戸地区

- ・事業費 150,000,000円
- ・受益面積 81.8ha
- ・事業内容 用排水施設整備 一式

◆農業水路等長寿命化・防災減災事業 新利根川沿岸12期地区

- ・事業費 22,000,000円
- ・受益面積 5,701ha
- ・事業内容 排水路護岸整備等 一式



新川幹線排水路 鋼製柵柱布設替



四箇支線用水路 漏水補修

◆調査設計業務 幸田地区

- ・事業費 1,750,000円
- ・事業内容 事業計画策定

◆調査設計業務 草場地区

- ・事業費 1,350,000円
- ・事業内容 事業計画策定

◆経営体育成基盤整備事業 野田奈川地区

計画変更予定

令和7年度 事業実施計画

事業主体：新利根川土地改良区 工期 令和7年度

1. 農業水路等長寿命化・防災減災事業 新利根川沿岸13期地区

事業費 33,000,000円
 受益面積 5,701ha
 事業内容 排水路護岸整備等 一式

2. 基幹水利施設管理事業 新利根川沿岸地区

管理受託費 269,490,000円
 受益面積 5,660ha
 事業内容 機械設備整備 一式
 電力料その他 一式

3. 維持管理適正化事業 第49期生 内沼排水機場

事業費 24,970,000円
 受益面積 5.5ha
 事業内容 機械設備整備 一式

事業主体：茨城県

4. 経営体育成基盤整備事業 野田奈川地区

総事業費
 工期 計画変更手続き中
 受益面積
 事業内容 区画整理工、(用排水、道路)

5. 経営体育成基盤整備事業 十三間戸地区

総事業費 1,050,200,000円
 ※本年度予算額 190,000,000円
 工期 令和4年度～令和9年度
 受益面積 81.8ha
 事業内容 用排水施設整備 一式

6. 経営体育成基盤整備事業 幸田地区 (法手続き中につき、予定)

総事業費 973,000,000円
 ※本年度予算額 10,000,000円
 工期 令和7年度～令和14年度
 受益面積 35.3ha
 事業内容 区画整理工 一式

7. 経営体育成基盤整備事業 草場地区 (法手続き中につき、予定)

総事業費 586,000,000円
 ※本年度予算額 10,000,000円
 工期 令和7年度～令和12年度
 受益面積 17.1ha
 事業内容 区画整理工 一式

事業主体：国

国営土地改良事業地区調査「新利根川沿岸地区」

工期 令和6年度～令和8年度
 事業内容 調査計画策定

※本年度予算額は令和7年4月時点の額で未確定

令和7年度 用水休止日のお知らせ

毎週火曜日								
5月			6月				7月	
13日	20日	27日	3日	10日	17日	24日	1日	8日

上記、**火曜日**が用水施設の**休止日**です。毎年、節電・節水にご協力いただきありがとうございます。引き続き今年度も、ご理解とご協力をお願いいたします。

※用水不足が生じた場合は、各地区管理委員会と協議し対策を講じます。

令和5年度 貸借対照表

令和6年3月31日現在

単位:円

科 目	一般会計	基幹水利 施設管理事業	合 計
I 資産の部			
流動資産	159,137,972	19,116,522	178,254,494
固定資産	4,426,665,846	0	4,426,665,846
繰延資産	0	0	0
資産合計	4,585,803,818	19,116,522	4,604,920,340
II 負債の部			
流動負債	46,131,081	19,116,522	65,247,603
固定負債	350,995,744	0	350,995,744
負債合計	397,126,825	19,116,522	416,243,347
III 正味財産の部			
指定正味財産	2,244,866,499	0	2,244,866,499
(うち特定資産への充当額)	(2,244,866,499)	0	(2,244,866,499)
一般正味財産	1,943,810,494	0	1,943,810,494
(うち基本財産への充当額)	(384,396,709)	0	(384,396,709)
(うち特定資産への充当額)	(1,625,937,037)	0	(1,625,937,037)
正味財産合計	4,188,676,993	0	4,188,676,993
負債及び正味財産合計	4,585,803,818	19,116,522	4,604,920,340

令和5年度 財産目録

令和6年3月31日現在

単位:円

資産の部		負債の部	
流動資産	178,254,494	流動負債	65,247,603
現金及び預金	19,283,130	未払金	55,333,284
未収賦課金等	5,902,114	預り金	815,795
その他未収金	153,069,250	賞与引当金	6,488,524
短期未収金	49,723,000	適正化事業拠出金短期未払金	2,610,000
前払金	103,346,250		
固定資産	4,426,665,846	固定負債	350,995,744
基本財産		公庫資金等長期借入金	297,197,953
事業積立金	384,396,709	職員退職給付引当金	52,652,991
特定資産	3,924,601,327	役員退任慰労引当金	1,144,800
所有土地改良施設	2,969,510,129	負債合計	416,243,347
土地改良施設用地等	2,476,769		
受託土地改良施設使用収益権	1,367,215		
財政調整積立資産	171,328,234		
職員退職給付引当積立資産	57,040,471		
役員退任慰労金積立資産	11,056,596		
施設更新積立資産	272,829,915		
機材償却積立資産	21,268,446		
減債積立資産	417,723,552		
その他固定資産	117,667,810		
土地	17,704,680		
建物	27,435,202		
機械及び装置	9,890,837		
車両運搬具	648,132		
器具備品等	2,959,663		
長期未収賦課金等	53,803,973		
出資金	878,898		
長期前払金	4,346,425		
繰延資産	0		
資産合計	4,604,920,340		

正味財産の部	
正味財産合計	4,188,676,993

負債及び正味財産合計	4,604,920,340
------------	---------------



◀ 令和5年度 賦課金の徴収状況 ▶

令和6年3月31日現在

単位:円

会計名	調定額	納入済額	未納額	未納者数	徴収率
経常賦課金	355,954,013	351,760,376	4,193,637	123人	98.8%
償還準備金	111,366,408	109,766,853	1,599,555	117人	98.6%
償還賦課金	6,910,628	6,801,706	108,922	7人	98.4%
合計	474,231,049	468,328,935	5,902,114	124人	98.8%

令和5年度 収支決算

令和5年4月1日～
令和6年5月31日

単位:円

科目	一般会計	基幹水利 施設管理事業	合計	附記
収入の部				
土地改良事業収入	493,041,068		493,041,068	賦課金、転用決済金、負担金
附帯事業収入	6,407,101		6,407,101	他目的使用料、受託料等
基本財産運用収入	3,622		3,622	預金利息
特定資産運用収入	7,162		7,162	預金利息
補助金等収入	38,806,000		38,806,000	国、県、市の事業負担金等
交付金収入	39,150,000		39,150,000	適正化事業交付金
業務受託料収入	47,300		47,300	調査業務受託費
雑収入	17,526,819		17,526,819	過年度収入、過息金等
借入金収入	2,977,675		2,977,675	政策公庫資金
基本財産取崩収入	15,842,300		15,842,300	事業改良区負担金
特定資産取崩収入	46,321,684		46,321,684	減債積立資産等の取崩
固定資産売却収入	9,164		9,164	土地売却による
繰越金	11,118,376		11,118,376	前年度繰越金
受託費		273,520,000	273,520,000	基幹水利施設管理事業
当期収入合計	671,258,271	273,520,000	944,778,271	
支出の部				
土地改良事業費支出	319,625,664		319,625,664	機場電力料、整備費等
一般管理費支出	113,460,941		113,460,941	役職員人件費、事務費
土地改良事業負担金支出	30,329,675		30,329,675	事業負担金
借入金返済支出	47,041,081		47,041,081	償還金の元金返済
支払利息	2,804,618		2,804,618	償還金の利息返済等
固定資産取得支出	189,706		189,706	PC部品等
出資金取得支出	3,444		3,444	出資配当金分積増し
基本財産積立支出	4,946,412		4,946,412	事業積立金の積立
特定資産積立支出	139,954,541		139,954,541	償還準備金等の積立
雑支出	45,138		45,138	償還準備金の還付
管理事業費		273,520,000	273,520,000	国営機場電力料、整備費等
当期支出合計	658,401,220	273,520,000	931,921,220	
当期収支差額	12,857,051	0	12,857,051	次年度繰越金

◆令和7年度 新利根川土地改良区の賦課金について◆

口座振替をご利用の方は、納期の前に残高の確認等、期限内納付へのご協力をお願いします。

徴収期限を過ぎると延滞金が発生します。(土地改良法第37条, 新利根川土地改良区定款第35条)

	種 類	賦課率 (1,000㎡当り)	発行年月日	徴収期限
前 期	経常賦課金	田 3, 1 5 0 円	令和7年6月2日	令和7年6月30日
		畑 1, 0 5 0 円 冬期(蓮) 2, 5 0 0 円		
後 期	経常賦課金	田 3, 1 5 0 円 畑 1, 0 5 0 円 冬期(蓮) 2, 5 0 0 円	令和7年9月1日	令和7年9月30日
	償還準備金	田 2, 0 0 0 円 畑 6 6 0 円		
	特別賦課金	下記表による		
徴収方法		<ul style="list-style-type: none"> ・当改良区、JA稲敷窓口での納付 ・郵便局での振込票による納付 ・指定金融機関口座からの自動振替 ・金融機関口座への直接振込 		

(但し、年額5,000円未満の賦課金納入者には、全期分を前期に賦課することができる。)

特 別 賦 課 金				
地 区 名		1,000㎡当り賦課率		償還完了年度
6 6	金江津Ⅱ期土地総	暗	徴収完了	令和7年度
7 0	新橋地区経営体	排	2, 9 9 0 円	令和11年度
		パ	2 1 0 円	
		護床	9 0 円	
		暗	1, 5 3 0 円	
7 1	八筋川開拓	ポ	1, 5 0 0 円	令和17年度

振込票をご利用の方へ

振込票を使用して郵便局で納付する場合は、手数料が発生します。あらかじめご了承ください。

郵便局窓口ご利用の場合 2 0 3 円～5 2 7 円

郵便局ATMご利用の場合 1 5 2 円～4 7 6 円

賦課金についてのQ&A

Q: 用水を使用していないのに、なぜ賦課金を支払わなければならないのか?

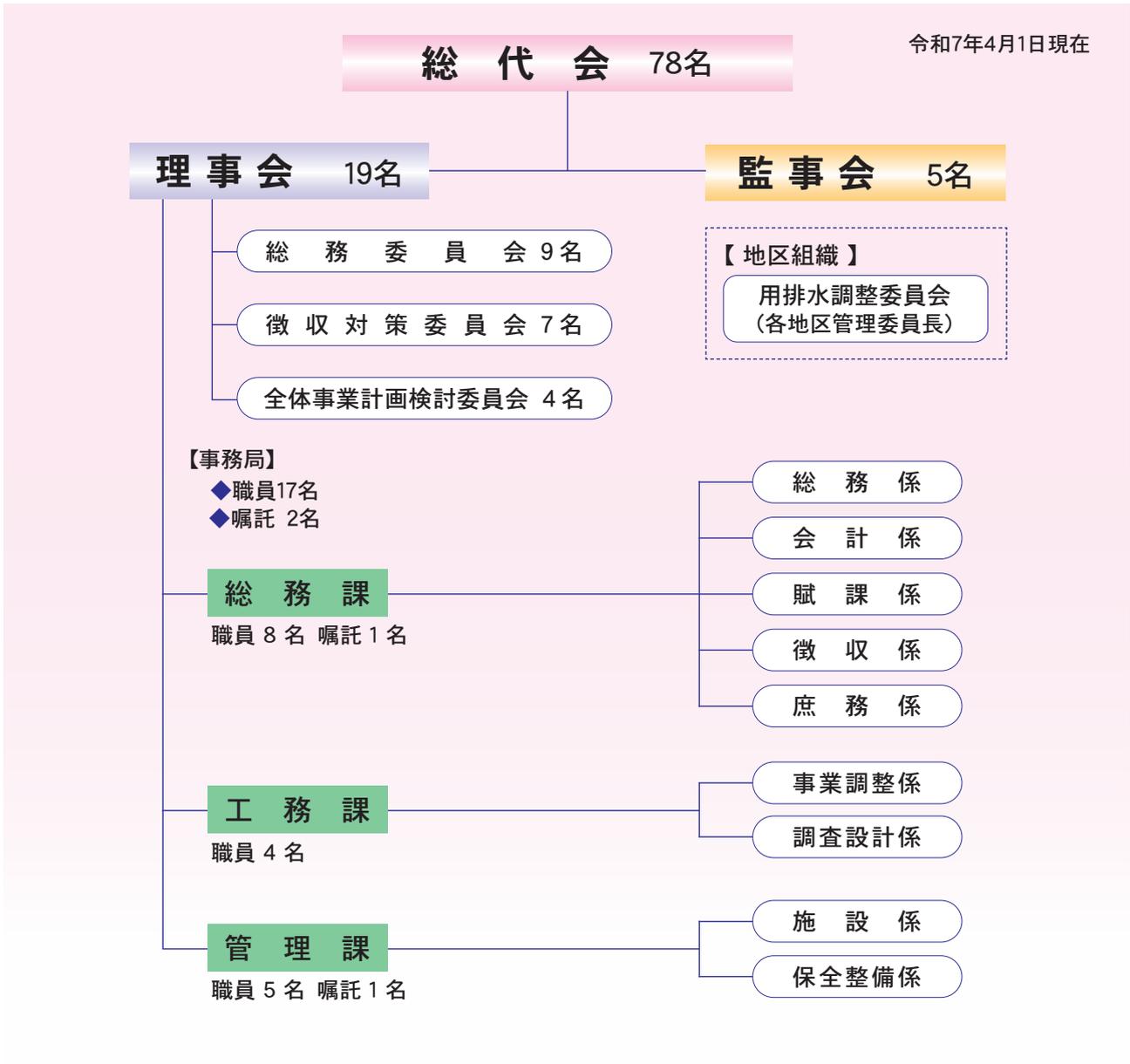
A: 賦課金は水の使用料(水汲み費用) だけではありません。

土地改良事業は農業生産の効率化を目的として行われ、事業費は土地改良事業区域全体にかかっています。その事業には多額の公金が使われています。土地改良事業の恩恵を受けている組合員は、組合員全員で管理を行っていかねばなりません。土地改良事業実施区域内の受益者(農地の所有者・農業者)は土地改良区へ当然加入(土地改良法第十一条)となっています。

また、当改良区の区域は低湿地帯であり、新利根川・霞ヶ浦・横利根川の河川水位よりも低い位置にあるため、雨が降った後の水は土地改良事業で整備された排水路を流れて排水機場へ行き着き、ポンプにより排水をしています。

※賦課金とは、土地改良事業に要する経費のことであり、事務運営費・維持管理費を含めた改良区の運営費です。

新利根川土地改良区機構図



令和7年4月1日現在

総代会 78名

理事会 19名

監事会 5名

総務委員会 9名

徴収対策委員会 7名

全体事業計画検討委員会 4名

【地区組織】

用排水調整委員会
(各地区管理委員長)

【事務局】

- ◆職員17名
- ◆嘱託 2名

総務課

職員 8名 嘱託 1名

工務課

職員 4名

管理課

職員 5名 嘱託 1名

総務係

会計係

賦課係

徴収係

庶務係

事業調整係

調査設計係

施設係

保全整備係

事務局人事

◇新採用(令和7年4月1日付)



○総務課
山口 岳



○管理課
助川 颯海

今年度から2名の新しい職員を迎えスタートしました。何かと至らないところもあるかと思いますが、よろしくをお願いします。

職員募集

- 職 種 土地改良事業に関わる事務及び施設の管理業務
- 募集人数 1名(令和8年4月1日採用予定)
- 応募資格 高校卒業以上または見込みの者
- 応募期間 令和7年9月1日～令和7年10月31日
- 試験日 1次試験 令和7年11月～12月予定
(教養試験、一般性格診断検査、作文等)
2次試験 1次試験の合格者へ後日連絡(面接等)

※詳細については、令和7年8月頃ホームページに掲載いたします。掲載した内容については総務課まで

HP <https://sintonegawa.or.jp/>

☎ 0299-79-2417

◆維持管理区分◆

新利根川土地改良区の事業区域では、「改良区」・「管理委員会」・「受益者」それぞれが適正に管理を行うことで、維持管理のバランスが保たれています。

改良区の範囲

国営施設は国営機場及び国営等の幹線・支線水路の管理、県団体営施設は機場の整備を行います。

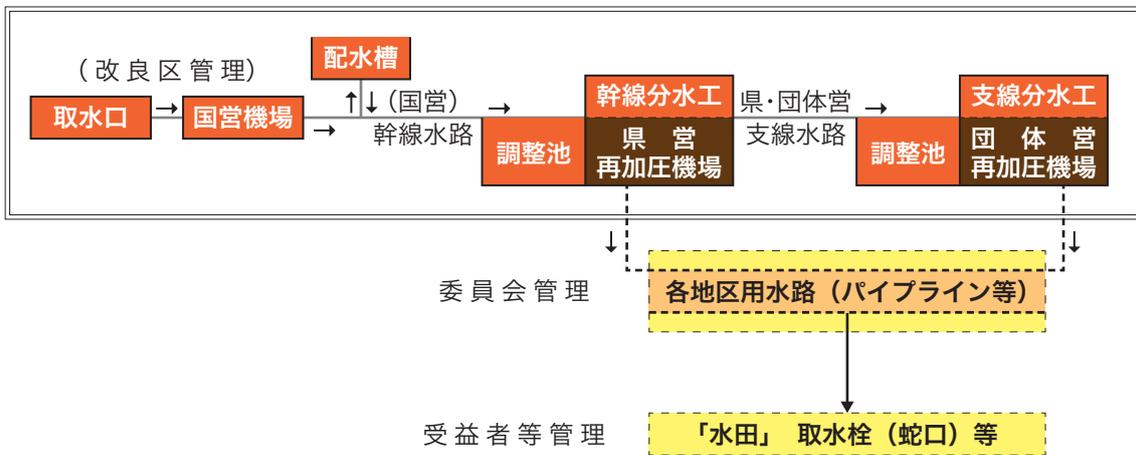
管理委員会の範囲

県団体営施設で、機場や分土工などの操作・管理（日常点検・清掃など）を改良区より委託しています。また、地区の用水路（パイプライン）・小排水路等は地元管理です（費用も地元負担）。

受益者は

取水栓（蛇口）・落水工・暗渠排水等（個人負担）。

【用水管理模式図】



用水は、取水口に始まり、用水機場・幹線用水路・支線用水路さらに地区管理の用水路(パイプライン)・受益者等管理の取水栓(蛇口)等に枝分かれし、水田に用水を行っております。

【排水管理模式図】



排水は、水田から落水工及び暗渠排水により小排水路に流下させ、支線排水路・幹線排水路を経由し、遊水地(吸水槽)に集まり溜まった水を排水機場よりポンプアップして一級河川等に排水しています。

当改良区では、施設の末端管理（個人の農地や蛇口）はしておりません。**蛇口や法面の管理（蛇口の付け替えや崩れた法面を手直すなど）は個人でお願いいたします。**
 また、記載しておりますとおり、各地区のパイプライン（用水路）や小排水路は管理委員会の管理です。**用水中なのに水が出ない場合は、まず各地区管理委員会へ**お願いいたします。
 改良区・管理委員会・受益者間での管理バランスが崩れ、改良区や管理委員会の管理負担が増えた場合は、改良区・管理委員会の経費負担も増えることになり、経常賦課金や地元管理費の増額を検討せざるをえなくなります。農家や地主など、改良区の組合員が常日頃から田んぼや畑・隣接する公共物の管理（水路や畦畔の除草作業や、法面の管理）など、大変苦勞されながらきれいに管理されております。世代交代（相続等）で管理がわからない・高齢化などで管理ができなくなった場合は、耕作放棄地や荒廃農地になる前に農地の貸し出しや売却を検討するなどし、近隣農家の迷惑にならないようお願いいたします。農地利用のご相談は、市役所・町役場の農業委員会で行っております。

令和7年度 管理委員長名簿

系統	地区名	管理委員長	施設名	系統	地区名	管理委員長	施設名													
新利根川	十余島用水機場	十余島系	上之島	高木 誠司	本新用水機場	排水	西部平須	高木 一浩	平須排水機場											
			新川	黒田 忠			新平須	小川 実	新平須機場											
		結佐	根本 敏幸	結佐六角用水機場	金江津内沼		鈴木 実	内沼排水機場												
		大須賀用水機場	大須賀系	六角	根本 英誠		井戸	神宮寺	関川 昭	神宮寺第1機場										
				手賀組新田	菅澤 康幸	手賀八千石用水機場			谷中	柳町 久夫	神宮寺第2機場									
				八千石	黒田 裕次					谷中第1機場										
				四ツ谷	桜井 隆			谷中第2機場												
				曲渕	高柳 剛	十余島南用水機場		尾島	黒田 和夫	尾島第1機場										
	押砂			成毛 充夫		須藤 孝			草場・尾島第2機場											
	佐原組新田		高島 裕之	佐原組新田用水機場	霞ヶ浦	野田奈川干拓	高木登代一		伊崎水門											
	上須田		坂本 隆志				北水路	新田組合	平山 和人	伊崎西揚水機場										
	下須田		黒田 光一					西の洲	武内 寿夫	伊崎水門										
	阿波崎		根本 一也			野田奈川干拓		高木登代一	伊崎西揚水機場											
	太田金江津用水機場		太田系	伊佐部		鳥羽 健		南水路	四箇(須賀津・馬渡)	河村 正夫	須賀津用水機場									
				四箇(須賀津・甘田・阿波崎)		河村 正夫	分水工			利根川	余津谷	佃 貫之	須賀津排水機場							
		甘田南		平野 修		流作用	根本 敏幸						根本 敏幸	須賀津水門						
		釜井		永長 秀敏										横利根川	境島	浅野 信行	馬渡用水機場			
		幸田		平井 孝													八筋川開拓	深沢 義男	深沢 義男	馬渡排水機場
		中島		平山 與衛	水利調整員															八筋川
		大須賀系	永長 弘之	大須賀北部機場	西代			根本 啓	根本 啓											
		大須賀北部	山口 輝雄							新利根	栗山 功	栗山 功								
		東村西部 福田	渡辺 良一			新利根第1機場	新利根第1機場						新利根第1機場							
		東村西部 市崎	山口 一元	分水工																
		東村西部 町田	山口 一夫																	
		東村西部 大沼	松本 正一																	
	東大沼	甲賀 文人	東大沼機場																	
	清水	坂本 旭																		
	太田池	松田 彦一	分水工																	
	駒塚	小川 昌一																		
	太田下	川村 欣久																		
太田上	内藤 勇																			
柴崎	野村 春夫																			
太田系	川村 欣久	水利調整員																		
脇川	吉田 光利	脇川用水機場																		
橋向	織田 浩吉																			
清久島	大野 孝	清久島橋向用水機場																		
福田おてい	渡辺 良一																			
金江津系	西部平須	高木 一浩	平須用水機場																	
	大浦	高橋 克雄	分水工																	
	十三間戸	山口 健一	十平用水機場																	
	平川	篠田 章成																		
	新橋	中澤 眞三	新橋用水機場																	
	金江津	鈴木 実	金江津用水機場																	
桑山新田	武田 一弘	分水工																		
柳浦	椎塚 瑞男																			
新利根	栗山 功	新利根第1機場																		

漏水を発見したときの連絡は、

↓
地区管理委員会へ

↓
新利根川土地改良区

工事の状況等、地区管理委員会が把握しておくことで、そのあとの機場・分水工の操作・連絡が捗ります。

水の出が悪い時は、まずは地区管理委員会へお問い合わせください。
また、地区のパイプライン・排水路は、地区管理委員会の管理です。ご理解・ご協力をお願いいたします。

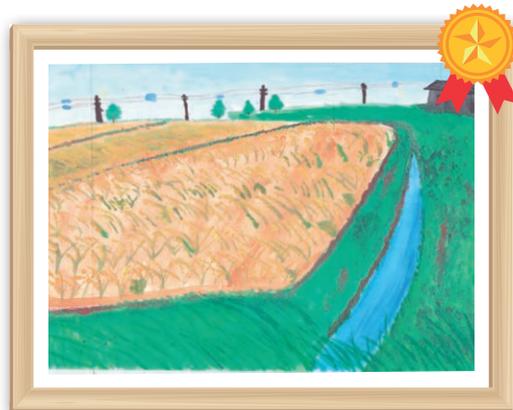
※ 管理区分についてはP14をご覧ください。

令和6年度 全国・茨城県 子ども絵画展

● 「未来へつなごう！ふるさと水土里子ども絵画展2024」 入選作品

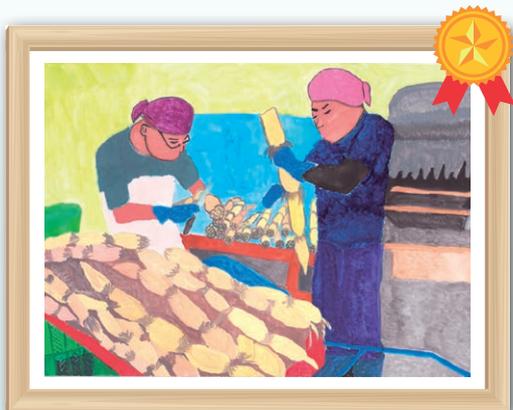


あずま北小学校6年 根本さん
「日本の米作り・収穫」



桜川小学校2年 宮本さん
「きんいろのたんぼ」

● 第16回 いばらきの農業・農村子ども絵画コンクール 入選作品



桜川小学校4年 山田さん
「とりたての立派なれんこん」



あずま西小学校4年 藤崎さん
「わたしのお父さん」



桜川小学校年 坂本さん
「江戸崎かぼちゃをみんなに」

今年も管内の児童の皆様からたくさんご応募いただきありがとうございました。その中で入選された作品を紹介いたします。子供たちが描く絵画のように美しい農業・農村を未来につなぐお役立てをしたいと感じました。

「全国水土里ネット」ホームページ（絵画展のページ）
<https://www.inakajin.or.jp/works/pr/kids-art>

「いばらきの農村発見」ホームページ
（絵画コンクールのページ）
<https://www.nouson.pref.ibaraki.jp/top-page/kodomo/kaiga/>

※掲載の学年は、令和6年度時点のものです。

組合員の皆様へ！ お願い

このような時は必ず届出が必要となります。

組合員資格に異動があったとき

- ◆農地の所有権や耕作権の異動。
(売買、相続、賃借権、交換等)
- ◆農業者年金等受給のために経営を移譲。
- ◆組合員の死亡。
- ◆住所の変更。

農地を転用するとき

- ◆農地を宅地や駐車場等に地目変更する。
- ◆公共事業等により用地買収された。
- ◆地籍調査により地目が農地以外になった。
- ◆**決済金の納付が必要です。**

改良区施設を使用するとき

- ◆雨水や浄化槽排水を水路に放流する。
- ◆水路に橋を架け、出入り口を作る。
- ◆施設用地に工作物を設置する。
- ◆**使用料が発生する場合があります。**

組合員資格得喪通知書

口座振替の変更もお願いします。

農地転用届 地区除外申請書 施設使用承認書

他目的使用申請書 施設使用承認書

● 土地改良法第43条により組合員からの通知が義務付けられています ●

相続手続き・不動産手続きを市町村・法務局などの公共機関で行っても、土地改良区への届出が無ければ資格等の変更はできません。

● 上記権利関係の移動の際や、農地面積を確認したい場合は 賦課台帳の確認をお願いいたします ●

毎年3月に通常総代会が行われ、4月1日より新年度の賦課が始まります（賦課期日は土地改良法第36条第3項の規定により、総代会の議決日に賦課基準が決定されます）。

3月31日までに提出された権利関係の申請書を基に賦課台帳が更新されますので、土地の所有権の移動、耕作者の変更、農地の転用（農地から非農地へ）が発生したときは速やかに申請をお願いいたします。4月1日以降に提出された申請は、提出された年度の翌年度での変更となります。

「宅地なのに賦課されているが、宅地に変更した日に遡って還付できないのか？」などのお問い合わせがございますが、土地改良法第42条第2項の規定により、受益を得なくなった場合も決済が必要となります。申請が出された日が決済の基準日となりますので、遡っての還付はありません。

ご注意下さい！（農地の売買や借入をするとき）

滞納がある農地を売買・譲渡・相続・交換などにより所有権を取得し、または貸し借り等により耕作権を得た場合、法律により権利を取得した者がその滞納金の納付義務を負うこととなります。（土地改良法第42条第1項）たとえ、取得した農地に滞納金があることを知らなくても、登記簿上の所有権設定や農業委員会への利用権設定を行うと、法律上、その滞納金も継承したことになり、納付義務から免れることはできません。

農地の取得や権利の設定を行う前に、滞納があるかを改良区へお問い合わせください。



金属製の蛇口・土地改良施設 の盗難にご注意ください！



茨城県内では毎年、金属製の蛇口などの盗難被害が発生しています。当改良区管内では、令和6年度中は11月末以降に盗難が相次いで発生しています。

蛇口は個人の管理です。盗難されないように対策をお願いいたします。また、被害状況を把握するため、茨城県に報告しておりますので、盗難被害にあった場合はご連絡ください。



組合員の皆様へ！お願い 水路を守ろう！

組合員の皆様には、日頃より個人や団体で水路の清掃活動に取り組んでいただき感謝いたします。一方で、未だに水路への不法投棄（もみ殻、木、ゴミなど）が後を絶ちません。水路敷では不法投棄やそれらを燃やす等の行為が報告され、注意喚起をしております。不法投棄・野焼きは犯罪です。また、排水路は排水を目的としていますので、仕切り板などでせき止めて使用すると圃場の乾きが悪くなり、農地の管理に支障が出ています。公共の施設は適切に使っていただくようお願いいたします。



令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されました

相続人は不動産を相続で取得したことを知った日から3年以内に相続登記をする義務があります。正当な理由なく相続登記をしない場合、10万円以下の過料が科される可能性があります。

詳しい内容は、法務省のホームページをご確認ください。

※ 相続登記の義務は、特定の不動産を相続で取得したことを知った日（被相続人が亡くなったことを知った日）からスタートします。

※ 相続の相談は、弁護士、司法書士、行政書士などに相談できます。市区役所・町村役場で相談を実施している場合もありますので、ご確認ください。

農地中間管理事業を活用し 農地の利用を進めてみませんか？

農地を貸したい 出し手

・規模縮小・経営転換・農地相続 でお困りの方

農地を借りたい 受け手

・規模拡大・新規参入 をお考えの方



借受と転貸

茨城県農地中間管理機構「農地バンク」(茨城県農林振興公社)

機構が借り受けられる農地の基準 (主なもの)

- 市街化区域以外の農地であること
- 再生作業が困難な遊休農地ではないこと
- 10年以上の貸し付けが可能であること
- 貸借範囲が明確にできること
- 土地改良区賦課金の滞納がないこと
- 大型農業機械が通行可能な進入路が確保されていること

最寄りの市町村(農政担当)または、茨城県農地中間管理機構まで、お気軽にお問い合わせください。

茨城県農地中間管理機構 ☎029-350-8687

(公益社団法人茨城県農林振興公社) 水戸市上国井町3118-1

■ホームページ <https://www.ibanourin.or.jp/kanri/>

茨城県農林振興公社

検索



「節水＝節電」のご協力のお願い



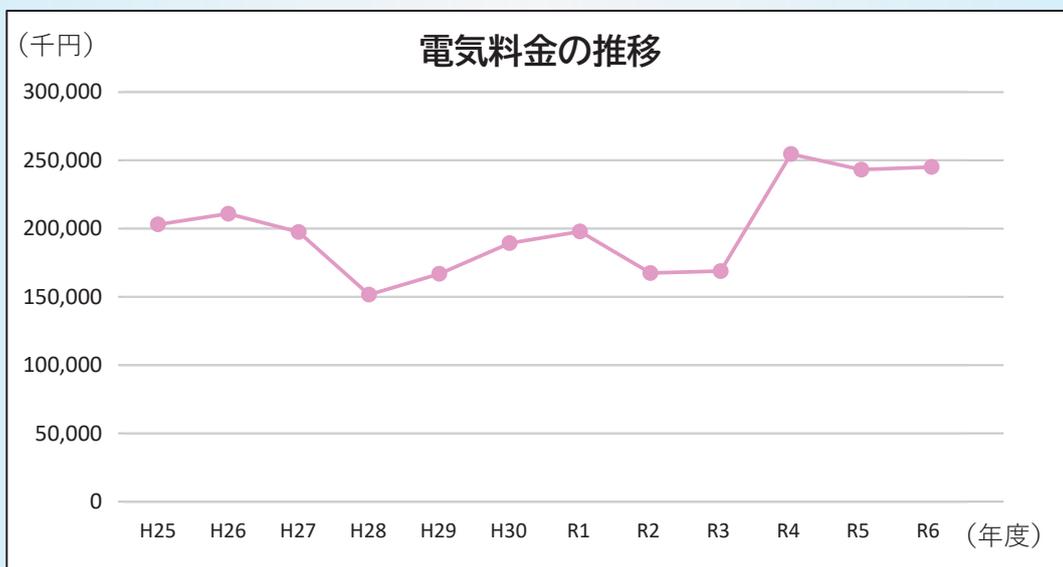
◆ 無駄のない水管理を心がけましょう

- ・ 農業用水のかけ流しを行わず、雨水も有効利用しましょう。
- ・ 地区全体の用水状況を考え、適切な取水栓の管理をして下さい。

(ほ場の位置により、水の出やすい所と出にくい所があります。水がたまったら、一旦止めたり、量を減らしたりして、出にくいほ場に水がまわるようにご協力お願いします。)

◆ 電気料金値上げの影響

- ・ 農事用電力料金は、東日本大震災以降の徐々に値上げされていましたが、令和3年のエネルギー調達価格高騰により、今までにない急激な値上げがされました。
- ・ 令和4年度以降の電気料金は、基本料金・再エネ賦課金の値上げや使用量単価の高止まりにより、約2億5千万円の高い水準で推移しています。
- ・ 支出における電気料金の占める割合が大きくなり、施設整備にかけられる予算の不足により、今後の維持管理が困難になる可能性が高い状態です。
- ・ 賦課金の値上げにならないよう、組合員みなさまに節水のご協力をお願いいたします。



※新利根川土地改良区管内地域の特徴

全体的に低平地で、田面が周辺河川水位とほぼ同じ高さのため、自然に用水・排水ができません。現在の農業環境並びに生活環境は、電気を使う用排水施設によって成立しています。

